

医政発 0130 第1号
令和8年1月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

1. 分娩取扱施設支援事業

(1) 目的

本事業は、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心して子どもを産み育てることのできる周産期医療体制の確保を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、アからウの要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること

ウ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること

(4) 交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり、1,160,000円×分娩取扱件数減少率(%) (※)

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率(%) /100 (※)

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※ (令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数) / 令和5年度の分娩取扱件数×100 (小数点以下は切り捨て、15%を上限とする)

(5) 留意事項

本事業においては、令和7年度に下記補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

ウ 本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

2. 小児医療施設支援事業

(1) 目的

本事業は、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる病院に対して、小児入院診療を継続するための支援を行い、小児人口が減少するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる小児医療体制の確保を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、ア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たす病院における小児入院診療の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院に相当すると都道府県知事が認めていること

イ 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児地域医療センターに相当すると都道府県知事が認め、入院を要する二次救急医療機関として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整え、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること

ウ 令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていること

エ 診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局に届出を行い、受理されていること

（4）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり、105,200円×入院患者減少率（%）（※1）×病床数（※2）

② 対象経費

令和7年度における、交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る次に掲げる経費×入院患者減少率（%）/100（※1）

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※1 $(\text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} - \text{令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数}) / \text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} \times 100$ （小数点以下は切り捨て、10%を上限とする）

※2 交付申請日時点における小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

（5）留意事項

本事業においては、交付申請日時点において以下に該当する病床は、交付の対象外とする。

ア 休床中の病床

イ 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」の別添「救急医療対策事業実施要綱」に規定する小児救命救急センターにおける「専用病床」、及び地域小児救命救急センターにおける「小児救急患者の治療を行う病室」に該当するもの

ウ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業により補助対象となるNICU及びGCU

3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（1）目的

本事業は、分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して、分娩取扱の継続に必要な経費の一部を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持を図るものである。

（2）実施主体

都道府県とする。

（3）補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和7年度において、分娩取扱実績があること
- ② 令和7年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること
- ③ 令和7年度において、妊産婦の健康診査を実施していること
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること

（4）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1施設当たり

- ア 分娩取扱期間 年間9月以上 11,246千円
- イ 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,500千円
- ウ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,700千円

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる経費

- ア 職員基本給
- イ 職員諸手当
- ウ 諸謝金
- エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

(5) 留意事項

- ① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。
 - ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されたもの
 - イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - ウ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- ② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

4. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 目的

本事業は、分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図るものである。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関における施設整備及び設備整備に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
- ② 令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
- ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること

- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

(4) 交付条件

① 施設

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。

② 設備

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。

(5) 交付額

① 施設

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

1施設当たり 7,239千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

ウ 補助率

2分の1

② 設備

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

1施設当たり 4,630千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費

(超音波診断装置、診察台(内診台)、分娩監視装置)

ウ 補助率

2分の1

(6) 留意事項

- ① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

イ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

- ② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

5. 産科・小児科医療機関等に対する支援執行业務

(1) 事業の目的

本事業は、産科・小児科医療機関等に対する支援事業の各事業について、都道府県等が執行业務を行う際に生じる経費を支援し、補助金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに都道府県等が支出する産科・小児科医療機関等に対する支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

産科・小児科医療機関等に対する支援事業の各事業の執行业務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費（都道府県職員の人件費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。